

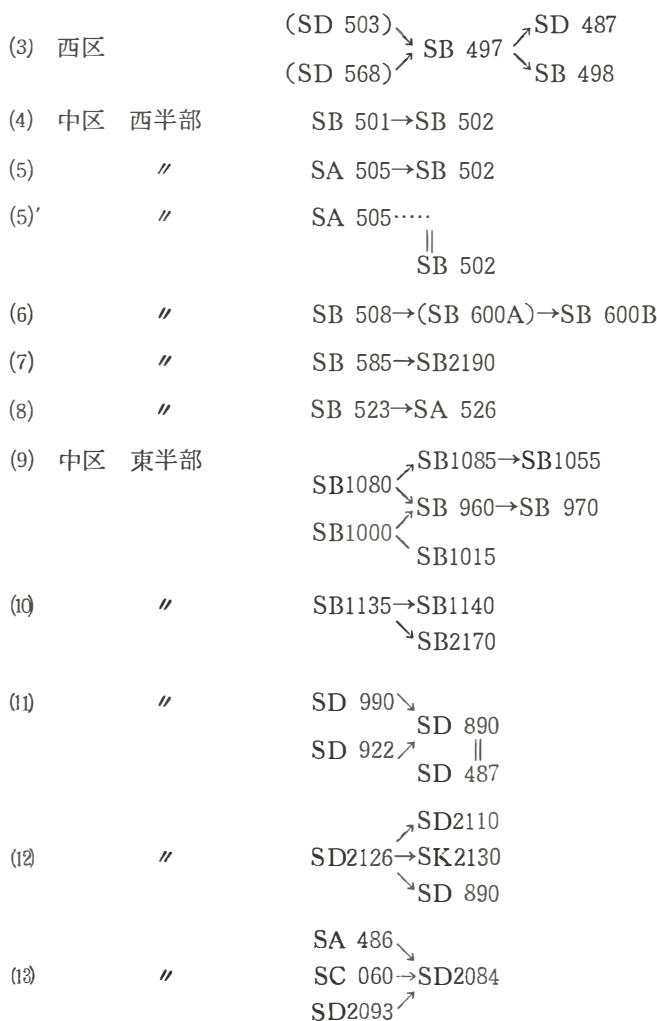
### 3 遺構の相対年代

前節では、内裏の北外郭を区分する築地・塀から記述をはじめ、つづいて、それらに区画された、西・中・東の各区ごとに、個々の遺構をとりあげ、あわせて、他の遺構との相対年代と同時存在の可能性についても言及した。ここでは、それを整理総括して、遺構についての事実報告のむすびとしたい。以下の表示で、→は前後を、……は継続を、||は同時存在の可能性をあらわす。

市庭古墳の濠 SX500およびこれにともなう溝 SD503は、他のすべての遺構に先行することはいうまでもない。宮の建物をとりあげるとき、まず建物の立つ地面の層位関係によっては、つぎの相対年代をきめることができる。

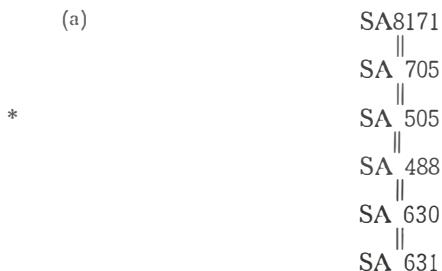


つぎに、遺構相互の重複関係によって相対年代をきめることができるものを見挙げる。

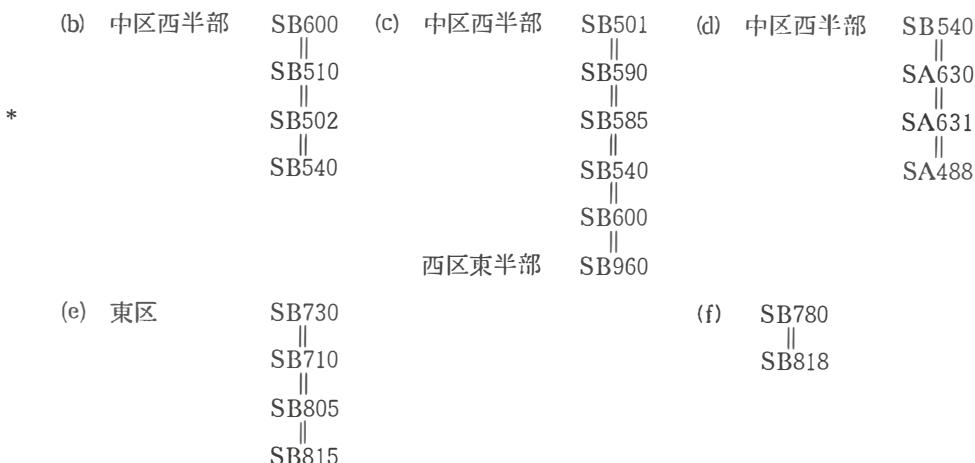


(14)	中区 東半部	SB 930→SK 989
(15)	"	SK2102→SK2101
(16)		SD2098→SA 488
(17)	東区	SX 801→SB 795→SB 780 ↓ SB 730→SB. 765
*		
(18)	"	SB 717→SE 715
(19)	"	SB 808→SB 805
(20)	"	SK 820→SB 815→SB 818

同時に存在したと考えられるものとしては、まず内裏外郭西面築地 SA8171、東面築地 SA 705、内裏北外郭を区画する南面築地SA488・西面築地SA505および、前者に付属する門（SB 489・SB575）、暗渠（SX517・SX518・SX519）あり、また、中区を東西にわける塀SA630、これにとりつく塀SA631も同時期のものとみることができること。



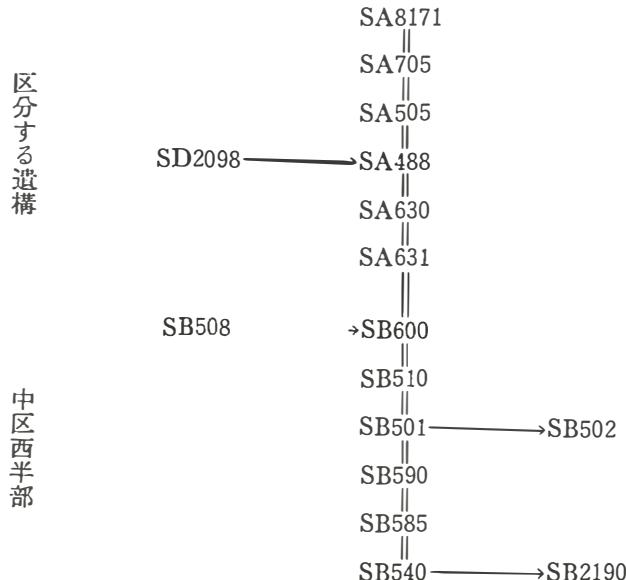
つぎに、相互の位置関係、建物総長・柱間寸法の柱割の一致・棟通り・柱通りの揃い、隣あ  
\* う建物の側柱間の距離と各建物の柱間寸法との関連などから、同時に存在したとみられる建物  
は数多い。建物を建てる際には、前からある建物の存在を意識することによって新築・既存の  
両建物間に上にあげたような関係を生じることになる。しかし、平城宮においては何回かにわ  
たって大規模な全面的改修がおこなわれており、その都度に整地作業をおこなって新築してい  
ることも明らかになっている。したがって平城宮の建物をあつかう場合には、同時に存在する  
\* 建物を、いちおう同じ計画によって作られた建物、すなわち、造営期をひとしくする建物とし  
てあつかって、さほど大きな誤りはないとみられる。こうして、同時に存在し、同一造営期に  
いとなまれたと想定できる建物はつぎのとおりである。



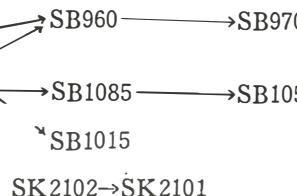
以上にかかげた相対年代と同時存在との関係をくみあわすと、つぎのように整理できる。

西区

SB497→SB498

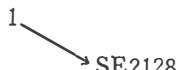
区分する遺構  
中区西半部

中区東半部



東区

SB2140



これによって、内裏東外郭に存在する建物群は、大きく3つの時期に分けてあつかうことができる。すなわち、中区が築地によってめぐらされ、その中に多くの建物がならび立つ時期がまずとらえられ、それを中心として、それに先行する時期、後続する時期のあることが明らかである。

ただし、結んだ建物同士は、ある期間、同時に存在したことが推定されるにすぎず、始まりと終りとをつねに等しくするわけでは勿論ないから、実際の変遷は、もっと複雑多様なものだったに違いない。全体の建物配置・柱間寸法その他を考慮にいれ、総合的にこれら建物の変遷をどのように把握すべきか。それにかんしては、後に考察の章であらためてとりあげることとし、遺構の事実記載を終る。